

静岡県知事  
川勝 平太 様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

今日、消費者・生活者重視の社会実現のため、消費者庁設置が決まるとともに、地方消費者行政の充実のために地方交付税交付金の基準財政需要が本年度から倍増され、さらに地方消費者行政活性化支援交付金が静岡県へも多額の交付金がおりてきていると伺っております。

これに因んで、静岡県の消費者行政の充実に向けて、以下の点につき、ご尽力賜りますよう、要望いたします。

#### 1. 学校教育現場での消費者教育推進を要望いたします。

現在、学校での消費者教育は主に家庭科の中で取り扱うことになっております。しかし、教員ごとに消費者教育における比重が異なっているのが現状です。消費者教育は子どもたちが将来一人の消費者として自立していくのに大変重要な単元であります。そのため、県内の学校での消費者教育推進のため、教育委員会と連携して、具体的な施策を推進されるよう要望いたします。

##### ① 学校現場で利用できる資料集の作成を要望いたします。

上記の要望に関わる先進的な提案を二つさせていただきます。第一に資料集の作成です。学校現場では教材の必要性をよくいわれますが、教材自体はある程度揃っております。問題は消費者教育を推進していくための辞典のような資料集がないため、浅い授業実践で終わっております。消費者問題の歴史、消費者教育で出てくるキーワードの解説等も掲載した、図や表も多用し内容的にも楽しめる詳細な資料集（社会科の歴史資料集をイメージしていただければわかりやすいかと存じます）を作成し、県内の中高등학교に配布すれば、かなりの効果があるのではないかと考えます。作成にあたっては、現場の先生だけでなく、有識者も関わることで、正確で内容的に深い資料集の作成ができると考えます。ぜひ、資料集の作成を検討していただければ幸いです。

##### ② 消費者教育・啓発のコーディネーターの配置を要望いたします。

消費者行政担当部局と教育委員会との連携を具体的に推進するためにも、各県民生活センターに消費者教育コーディネーターを配置することを要望いたします。コーディネーターは、通常、センターの来る資料を選別して、学校現場に送ることと学校現場に対する宣伝を行い、学校現場からの要請があれば、授業実践作成に関する支援やゲスト講師になる役割を担っていただくような役割を想定しております。コーディネーターの活動によって、消費者教育分野が不得手な先生方にも有力な支援となると考えます。

#### 2. 消費生活講座講師の養成を要望いたします。

静岡県内の市町の消費生活講座の開催数に差があることが伺えました。その理由の一つとして考えられるのは、開催数が少ない市町では、講座講師の人数が不足していることです。静岡県では、消費生活相談に対応する相談員養成は行っていると伺っておりますが、講座の開催数を増やすには相談員ではなくても講座講師になれる人材が必要です。より多くの市民に消費者行政に対する関心を持たせるためにも講座講師の養成は大変重要です。しかし、市町で養成を行うのは限界があるため、県レベルでの講座講師の養成を要望いたします。

3. 消費生活センター相談員の処遇改善を要望いたします。

静岡県内では相談員が不足している市町があります。その改善方法として報酬の引き上げ、研修の充実があげられます。兵庫県では21年度に県及び5市において報酬の引き上げを実施しています。静岡県でも改善の必要性を検討すると伺っておりますが、より具体的な取り組みを検討していただければ幸いです。

4. 出前講座マニュアルの作成を要望いたします。

静岡市町での出前講座をもっと増やしても良い市町が多くあると伺っております。出前講座を行っていない市町では出前講座のマニュアルがないため、やるべきことを把握していないのではないかと考えられます。また、出前講座を行っているところでもレベルに差がでているので、統一レベルの講座を市町が開催できるように県がマニュアルを作成することを要望いたします。

5. 共同運営センター設置（賀茂地域）支援を要望いたします。

現在、賀茂地域（下田市、東伊豆町、西伊豆町、南伊豆町、河津町、松崎町）には消費生活センターはありません。これらの市町が独自にそれぞれのセンターを開設することは、困難であるため、この地域が共同でセンターを設置することで、様々な対応をしていると考えられます。しかし、この共同運営センターもこの地域だけで設置することは困難でありますので、県が共同運営センターの設置支援を検討していただくようお願い致します。

6. 遠隔相談システムの取り扱いを要望いたします。

この遠隔相談システムは鳥取県で提案されているものであります。遠隔相談システムとは、県消費生活センターの各相談室と町村の消費生活相談窓口を、テレビ電話で結び、町村の消費生活相談窓口において解決困難な相談があった場合、このテレビ電話を使って県にアクセスし、町村職員と相談員、そして県の専門相談員を交えた3者で問題解決を図るというものです。

例えば、静岡県内では森町に適応できると考えられます。森町は相談体制を独自でつくることは難しく、また、山間部にあるため、周囲の市町との協力も困難です。しかし、この遠隔相談システムを取り入れることで、様々な相談に対応出来ると考えられますのでご検討いただければ幸いです。

7. 県民意識調査の実施を要望いたします。

千葉県では、交付金の一部を使って、消費者行政に対する県民意識調査を実施すると伺いました。この調査を行うことで、県民の意識の現状を把握することができ、県内の消費者行政の問題点や課題が見えてくると考えられます。交付金を使える期間は限られていますが、課題を明確にしておくことで、有効的に利用することができ、今後の消費者行政の進展に役立たせることができると思います。そのため、静岡県でも、消費者の立場から見た消費者行政を知るためにも、県民意識調査を実施することを検討していただけると幸いです。

以上